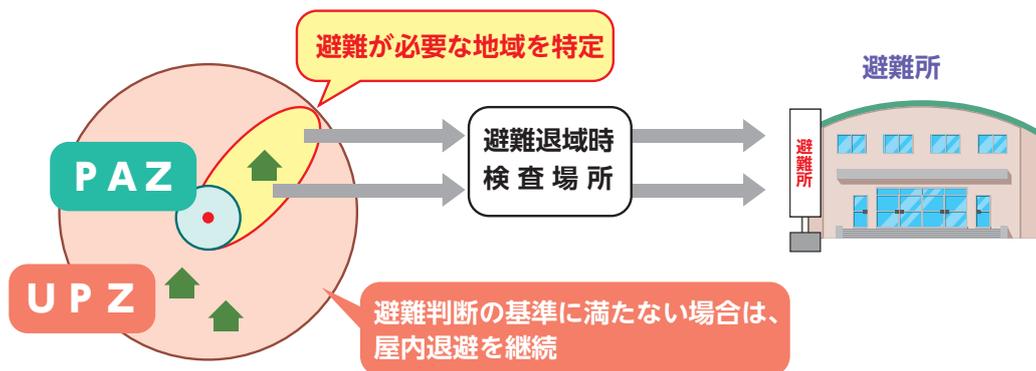


原子力発電所の事故進展状況による避難

原子力発電所の状況によって緊急事態区分を判断

事故の進展段階		UPZ (5~30km圏内)
第一段階	警戒事態 緊急ではないが、異常事象の発生またはそのおそれがある状態 例：玄海町（所在地）で震度6弱以上の地震が発生した場合	
第二段階	施設敷地緊急事態 原子力発電所外に放射性物質が放出される可能性が生じた状態 例：原子炉の冷却材が大量に漏えいし、その温度上昇を抑えるための注水が直ちにできない場合	屋内退避 の準備
第三段階	全面緊急事態 原子力発電所外に放射性物質が放出される可能性が高い状態 例：原子炉内の燃料棒が損傷した場合	屋内退避 の実施 避難 の準備
第四段階	全面緊急事態 放射性物質の放出有り 例：空間線量率が毎時20マイクロシーベルトの場合	放射線量率の測定結果に基づき、地域を特定して、 ・ 避難 又は ・ 一時移転 の実施

PAZ (5km圏) 内では、原子力発電所の状況などに応じて放射性物質が放出される前に避難を実施しますが、UPZ (5~30km圏) 内及びその外側の地域では、放射性物質の放出があった場合、**各地域での空間放射線量率の測定結果に基づき、避難が必要な地域を特定**して避難などを実施し、その他の地域は**屋内退避**を行います。



UPZ (5~30km圏内) の避難判断基準

避難判断の基準	とるべき対応
毎時20マイクロシーベルトを超える地域	・ 1週間以内 に避難（一時移転）
毎時500マイクロシーベルトを超える地域	・ 1日以内 に避難